

第6章 し尿処理事業

1. 概 説 -----	4 1 ~ 4 2
2. し尿・浄化槽汚泥処理計画 -----	4 3
3. し尿・浄化槽汚泥排出量 -----	4 4
4. 浄化槽基数の推移 -----	4 5
5. し尿処理施設別処理量 -----	4 5
6. 一般廃棄物処理業等合理化事業 -----	4 6

第6章 し尿処理事業

1. 概 説

(1) 収集

① し尿

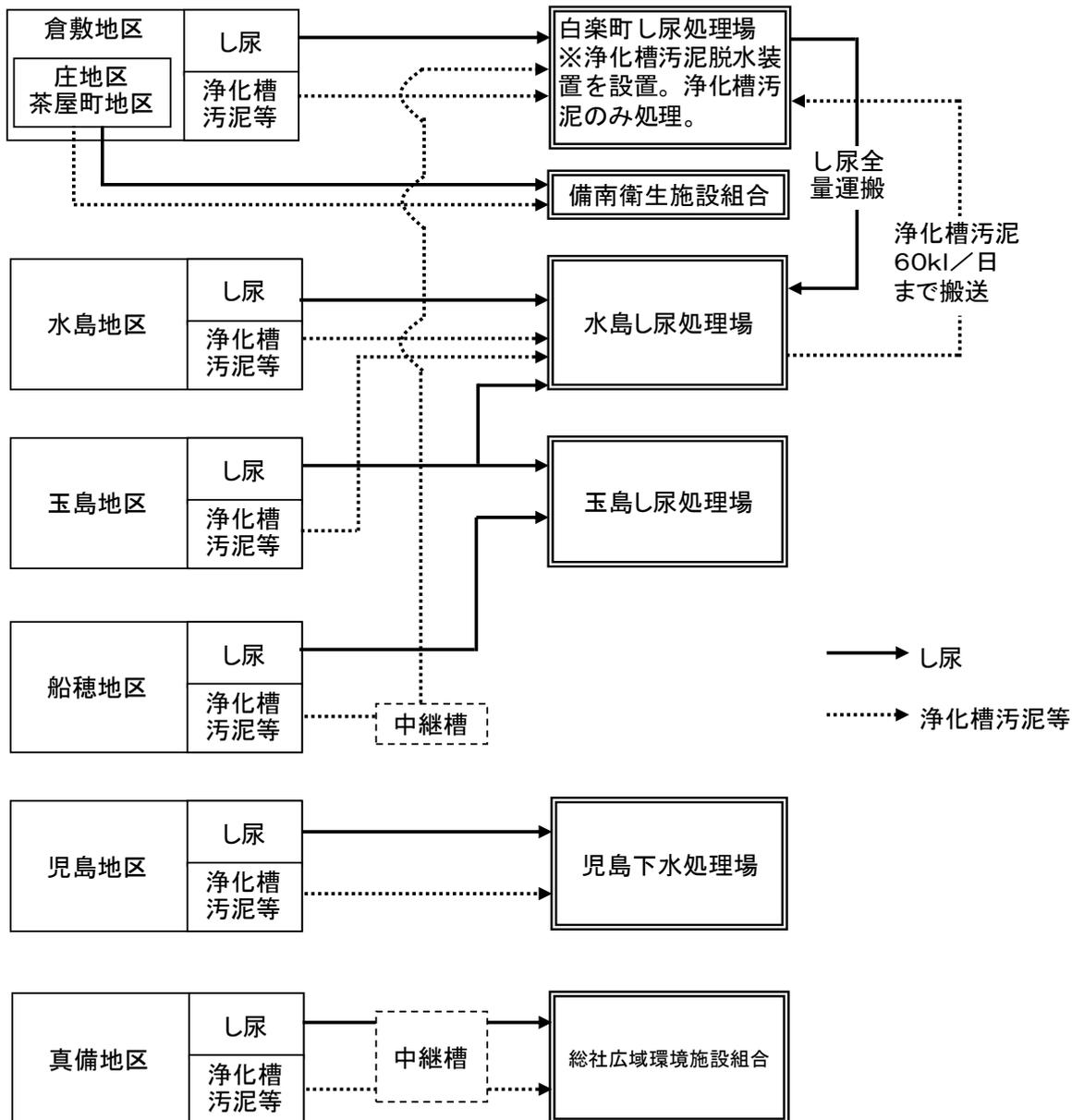
収集主体	許可業者	市直営
業者数	17社	—
収集区域	※児島地区を除く全市 責任体制の確立を図るため事業者ごとに 収集区域を指定	児島地区
収集形態	計画収集（定期収集）を基本 ※ 随時収集（電話依頼等）にも対応	
収集量の割合	82%	18%
処理手数料 （第9章 30参照）	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例第11条第1項第4号に定める額を超 えない範囲で、業者の定める料金	・汲み取り量による従量 制料金（条例） ・経済変動などを考慮 し、必要に応じて改定（ 倉敷市廃棄物減量等推進 審議会）
市補助金 （第9章 30参照）	市民負担の軽減を図るため、昭和47年 10月から補助金制度を採用（業者へ交 付）	
備考	・4連式領収書（会社控・市報告書・領 収書・請求書）の採用	・各地区の自治組織，婦 人会等へし尿処理手数料 の集金業務を委託

② 浄化槽汚泥

収集主体	許可業者
業者数	18社（し尿兼業17社+浄化槽専業1社）
収集区域	倉敷（庄・茶屋町除く）水島地区12社／庄地区1社／茶屋町地区1 社／玉島地区3社／児島地区1社／真備地区1社／船穂地区1社の収 集区域指定
収集形態	計画収集（定期収集）を基本
処理手数料	業者の自主料金による

(2) 処理

本市のし尿処理は、し尿と浄化槽汚泥を混合して処理している。前処理段階まではリサイクル推進部が担当し、その後は下水道部（下水処理場へ投入）で対応している。なお、小型合併浄化槽の普及による浄化槽汚泥量の増加に対応した適正処理を行うため、平成8年12月に白楽町し尿処理場に浄化槽汚泥の脱水設備を設置した。



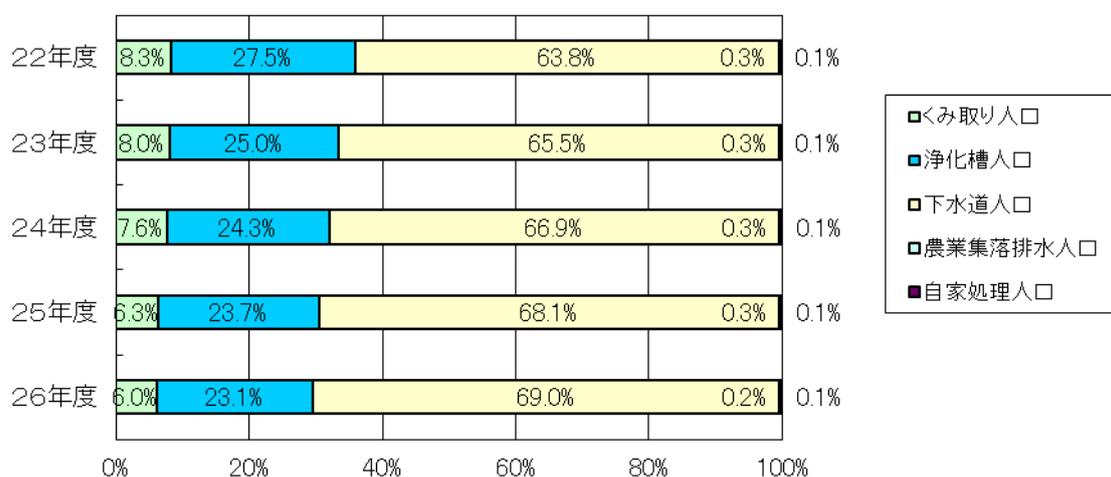
2. し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 処理人口・世帯数

(平成27年3月31日現在)

区 分	人 口	世 帯 数
く み 取 り	28,907 人	13,362 世帯
浄化槽(水洗)	111,779 人	31,859 世帯
下水道(水洗)	333,794 人	141,659 世帯
農業集落排水	1,200 人	425 世帯
自 家 処 理	559 人	180 世帯

(2) 処理人口の推移



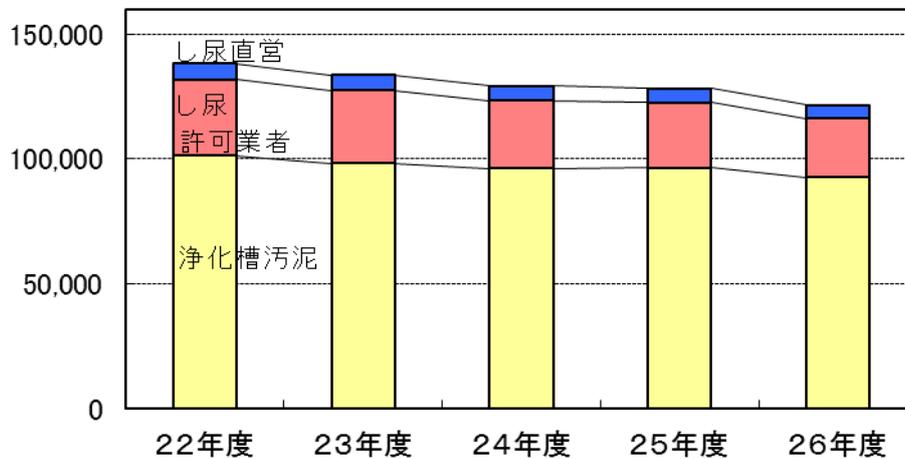
単位：人

	処理区域人口	くみ取り人口	浄化槽人口	下水道人口	農業集落排水人口	自家処理人口
22年度	480,397	40,017	132,145	306,308	1,264	663
23年度	481,723	38,395	120,283	315,398	1,226	635
24年度	482,456	36,457	117,231	322,902	1,237	606
25年度	483,134	30,651	114,538	328,896	1,226	582
26年度	483,537	28,907	111,779	333,794	1,200	559

3. し尿・浄化槽汚泥排出量

(1) 年度別推移

(単位：kℓ)



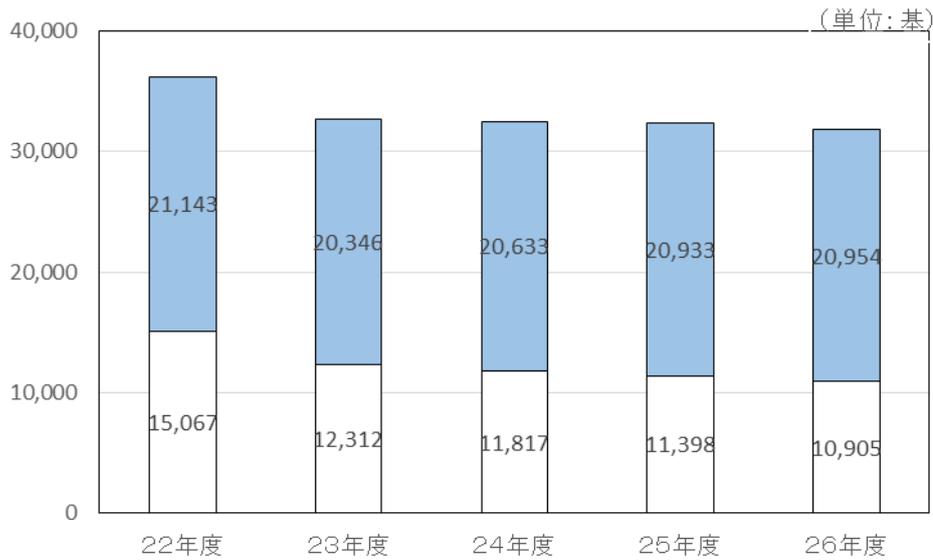
区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
浄化槽汚泥	101,427	98,139	96,123	96,413	92,489	
し 尿	36,680	35,427	33,055	31,841	29,074	
	許可業者	30,392	29,246	27,321	26,168	23,739
	直営	6,288	6,181	5,734	5,673	5,335
合 計	138,107	133,566	129,178	128,254	121,563	

(2) 地区別、人口及び排出量 (平成26年度)

(単位：人〔収集量はℓ〕)

		全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備
処理区域人口		483,537	195,785	89,376	71,662	64,733	15,288	16,318	7,438	22,937
し尿	人口	28,907	4,737	3,333	9,456	5,621	941	494	822	3,503
	量	29,074,135	5,800,300	3,834,000	5,335,185	7,025,400	1,769,490	570,290	1,053,630	3,685,840
浄化槽	人口	111,779	42,631	10,795	12,584	17,568	12,475	4,160	2,505	9,061
	量	92,488,940	28,742,100	17,730,200	9,780,900	12,743,000	7,787,360	2,653,690	2,192,400	10,859,290
下水道人口		333,794	143,661	73,240	52,798	38,819	1,331	11,297	3,270	9,378
農業集落排水		1,200	370	0	0	0	0	0	535	295
自家処理人口		559	89	27	121	203	63	15	41	0

4. 浄化槽基数の推移



	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
単独処理浄化槽	15,067	12,312	11,817	11,398	10,905
合併処理浄化槽	21,143	20,346	20,633	20,933	20,954
合計	36,210	32,658	32,450	32,331	31,859

5. し尿処理施設別処理量 (平成26年度)

(単位: kℓ)

		全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備
白楽町 し尿処理場	し尿 浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	45,945	28,742	15,010	0	0	0	0	2,193	0
水島 し尿処理場	し尿 浄化槽	10,251	5,800	3,834	0	617	0	0	0	0
	計	15,463	0	2,720	0	12,743	0	0	0	0
児島 下水処理場	し尿 浄化槽	5,335	0	0	5,335	0	0	0	0	0
	計	9,781	0	0	9,781	0	0	0	0	0
玉島 し尿処理場	し尿 浄化槽	7,462	0	0	0	6,408	0	0	1,054	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備南衛生 施設組合 (清鶴苑)	し尿 浄化槽	2,340	0	0	0	0	1,770	570	0	0
	計	10,441	0	0	0	0	7,787	2,654	0	0
総社広域環境 施設組合 (アクアセンター吉備路)	し尿 浄化槽	3,686	0	0	0	0	0	0	0	3,686
	計	10,859	0	0	0	0	0	0	0	10,859
合計	し尿 浄化槽	29,074	5,800	3,834	5,335	7,025	1,770	570	1,054	3,686
	計	92,489	28,742	17,730	9,781	12,743	7,787	2,654	2,193	10,859
合計		121,563	34,542	21,564	15,116	19,768	9,557	3,224	3,247	14,545

6. 一般廃棄物処理業等合理化事業

公共下水道等の整備により、し尿処理業者の業務量が減少していく中、し尿処理業者の経営の基礎となる諸条件に著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化をはかるために一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下、「合特法」と言う。）が昭和50年に制定された。

本市では、合特法の趣旨を鑑み、し尿処理業者の転廃業を円滑に進め、し尿の収集・運搬体制を適正規模に縮小するため、平成11年度に旧市内のし尿処理業者と覚書を締結し、代替業務を提供することで支援することとし、家庭ごみの収集運搬業務を主とし、下水道管さよの清掃業務などをし尿処理業の代替業務として提供している。

平成22年度に第11次下水道整備五箇年計画（平成23年度～平成27年度）が策定されたことを受け、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定を目的に、平成22年6月に倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業審議会条例を制定し、8月には同審議会を設置した。

同審議会において「倉敷市の合理化事業のあり方」と「これまでの合理化事業の清算」について審議され、5回の審議を経て、同審議会より答申が提出された。この答申を基に市内のし尿処理業者と協議を実施し、第1次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画を策定し、平成24年2月に岡山県知事から承認を受けた。

この計画により、規模の適正化（収集車両の計画的な減車）とし尿及び浄化槽汚泥収集量の減少に伴う代替業務の提供を行う合理化事業を実施することになった。